

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第5期）」中間案に対する意見提出手続（パブリックコメント）の御意見・御提言に対する宮城県の考え方

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
2（2）地域社会の現状と課題	<p>「外国人の被害防止」以上に、現代は「外国人による被害防止」に力を入れるべきではないか。人種差別ではなく人種を区別したものの考え方をしてほしい。</p>	<p>本計画では、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての県民が安心して暮らせるまちの実現を目標としています。このため、自治体や警察のみならず、県民一人ひとりが防犯意識を持ち、基本的人権を尊重しながら、犯罪の被害に遭わないまちづくりを進めるような気運を醸成してまいります。</p>
4. 推進項目（2）多様な主体による安全・安心まちづくり活動の推進	<p>自ら「防犯パトロール」と書かれた反射ベストを着用して自転車に乗ったり、散歩しながら見守り活動をしているが、地域住民への浸透に向け、「宮城県防災指導員」のような認定制度と公式のロゴマークや、見守り隊のようなネーム入りの腕章を配布してはどうか。</p>	<p>現在、各市町村では、地域の実情に応じ、様々な防犯パトロールや見守り活動を行っているものと認識しております。また、県警察では青色防犯パトロールに関する申請を受け付けており、申請団体へ「証明書」や青色防犯パトロール講習を受けた者に「実施者証」を交付しているほか、地域別にホットスポットパトロール講習会などの講習会を実施しています。県での認定制度やロゴマークの創設等は予定しておりませんが、地域における取組事例を市町村間で共有するなどし、こうした取組を促進してまいります。</p>